

『新宿力』で創造する やすらぎとにぎわいのまち新宿

令 和 4 年 第 1 回 区 議 会 定 例 会 新 宿 区 長 定 例 記 者 会 見 資 料 令 和 4 年 2 月 17 日

事業	美名	育児支援家庭訪問事業(産前	ī 産後支援)	予算(案)の概	要 61	ページ
予算	章 額	令和4年度予算額 (前年度予算額	18,922 千円 11,677 千円)	(拡充)		
取太	オ先	子ども家庭部児童相談	• 支援扣当副参事 萬野	(雷話 03-5273-4547)		

育児や家事等の支援を必要とする家庭への援助者 派遣の利用できる曜日や時間帯を拡大、 多子家庭や多胎児家庭への支援を拡充し

産前産後支援事業の





令和4年度から土日祝日や午後8時までの夜間時間帯の利用を可能とするとともに、多子家庭や多胎児家庭の場合の利用対象を2歳までに拡大します。

利用できる曜日・時間帯

土日祝日の追加

- 月曜~金曜日*土日祝日及び12月29日~1月3日を除く
- 月曜~日曜日(祝日含む)*12月29日~1月3日を除く
- •午前9時~午後6時
- •午前9時~午後8時

夜間時間の延長

対象拡大

利用対象

・区内在住の妊婦の方 及び1歳未満の子ども を養育している家庭



多子家庭(条件あり)や多胎児家庭の場合、2歳までに支援期間を拡大

産前産後支援事業とは…

育児や家事等の支援を必要とする家庭に援助者(産後ドゥーラ(※)またはヘルパー)を派遣し、養育者の精神的・身体的負担を軽減し、産前産後の生活を支援します。

■ ※産後ドゥーラは、産前産後の母親に寄り添い、母親のためのサ■ ポートを行います。利用は生後4か月まで。





利用上限時間数及び利用可能期間 上限時間の範囲内で必要な時期に利用可能

		丰度		令和4年度		
対象児 年齢	単胎児家庭	多胎児家庭	第1子のみの家 (きょうだい無	度 多子家庭 (きょうだい有)	多胎児家庭 (双子等)	
母子手帳 交付 サービス 利用開始 産前	1 O時間	15時間	4 0 時間	時間増 ●きょうだいが 3歳未満 55時間	時間増 時間は双子の場合。	
〇歳	30時間	45時間	40091	●きょうだいが 3歳以上 40時間	三つ子以上は、	
1歳	_	_	——————————————————————————————————————	新規 ●きょうだいが 4歳未満 20時間 ※	新規 新規 6 0時間をプラス	
2歳	_	_	_	新規 ●きょうだいが 4歳未満 20時間 ※	新規 60時間	

※多子家庭の1歳以上は、対象児童が保育サービス等を利用していないことが条件

3歳

「保育サービス等」とは・・・認可保育所、認定こども園、認証保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、 定期利用保育事業、緊急一時預かり事業、認可外保育施設利用支援事業、ベビーシッター利用支援事業など、都や国の補助に基づくサービス